

平成30年度桂川町水道事業会計決算に係る資金不足比率審査意見書

第1 審査の概要

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された平成30年度桂川町水道事業会計決算に基づく桂川町水道事業資金不足比率及びその算定の基礎となる事項

2 審査期間 令和元年7月11日

3 審査の方法

水道事業資金不足比率について、次の事項を重視して審査しました。

- ① 法令に照らして算出過程に誤りがないか。
- ② 比率算定の基礎となった数値は適正に算定されているか。

第2 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

第3 意見

当町の水道事業においては、下記の表の通り資金不足はなく、問題ありません。

平成30年度 資金不足比率	平成29年度 資金不足比	平成28年度 資金不足比率	経営健全化 基準
—	—	—	20%

(注) 資金不足がない状況は、「—」の形で表示しています。